

高年齢雇用継続給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 初回受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
12年度	114,672	91,178	23,494	108,455,785	96,779,385	11,676,401
13年度	141,484	112,587	28,897	125,084,653	111,690,702	13,393,951
14年度	147,363	117,022	30,341	143,680,531	127,839,965	15,840,566
15年度	133,542	108,156	25,386	148,826,535	131,907,720	16,918,805
16年度	119,292	99,185	20,107	138,887,539	123,342,596	15,544,943
17年2月	7,480	5,932	1,548	10,572,286	9,414,047	1,158,239
3月	9,241	7,492	1,779	11,996,178	10,644,151	1,352,027
4月	7,972	6,472	1,500	10,377,938	9,223,774	1,154,164
5月	11,285	9,412	1,873	11,329,335	10,059,517	1,269,817
6月	13,750	11,539	2,211	10,389,805	9,268,062	1,121,743
7月	11,482	9,659	1,823	11,260,115	10,009,539	1,250,576
8月	7,815	6,543	1,272	10,346,791	9,241,892	1,104,900
9月	7,566	6,411	1,155	11,008,371	9,796,106	1,212,265
10月	7,061	5,703	1,358	10,057,301	8,979,811	1,077,489
11月	7,988	6,764	1,224	10,717,710	9,536,001	1,181,710
12月	7,751	6,674	1,077	9,766,900	8,719,633	1,047,267
18年1月	6,631	5,663	968	10,491,231	9,359,212	1,132,019
2月	6,420	5,321	1,099	9,412,545	8,407,792	1,004,753

- (注) 1. 各年度の数値は、年度計である。
2. 支給金額は、業務統計による暫定値である。

8 育児休業給付

育児休業給付の概要

1 趣旨

労働者が育児休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために育児休業給付を支給。

2 具体的内容

(1) 支給対象事由

労働者が1歳（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合については1歳6か月）未満の子を養育するための育児休業を行う場合に支給する。

(2) 支給要件

雇用保険の被保険者が、育児休業をした場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12ヶ月以上あること。

※ ただし、期間雇用者については、労働契約の期間、期間の定めのある労働契約の更新の見込み、被保険者がその事業主に引き続き雇用された期間等からみて、休業終了後の雇用の継続が予定されていると認められる場合に給付の対象となる。

(3) 給付額

休業開始前賃金の40％に相当する額【最低給付額（日額）：828円、最高給付額（日額）：5,660円。（※休業中に賃金の支払いがない場合）】

※ 育児休業期間中に休業開始前賃金の30％相当額を支給（育児休業基本給付金）し、職場復帰後引き続き6ヶ月間雇用された後に賃金の10％相当額を支給（育児休業者職場復帰給付金）。

3 国庫負担率

給付額の1/8

※1 育児休業給付の創設：平成7年4月1日施行

※2 平成13年1月1日から給付率 25％ → 40％に引上げ

（育児休業基本給付金 20％→30％、育児休業者職場復帰給付金 5％→10％）

※3 平成17年4月1日から給付期間の延長：養育する子が1歳まで → 一定の場合には1歳6か月まで

○ 育児休業給付に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 少子・高齢化に対応する社会保障全体の在り方に係る議論を見つつも、雇用継続を援助・促進するという雇用保険制度として制度化された制度本来の趣旨に適合する範囲としていくことが必要ではないか。また、育児休業給付の前提となる育児休業の取りやすさに企業間で差違があること等を踏まえ、育児休業の取得促進策が必要ではないか。
- ② 労働政策としてではなく少子高齢化対策としての意義も大きいため、育児期間における生計費等の補助制度として、対象を労働者に限定せず、国民全体を対象とする、より一般的な制度として実施し、雇用保険制度からは外すことは考えられるのではないか。
- ③ 求職者給付と同じ財源から支弁していることを考えれば、雇用継続給付は、失業者と在職者との間の公平感に配慮し、失業等給付の中で過度に大きな規模となってはならないのではないか。現状の規模（17 年度予算で約 2,507 億円、失業等給付の約 11.5%）についてどう評価するか。

○ **育児休業給付に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）**

- ① 今回の見直しにとどまらず、雇用保険制度本来の役割との関係や、他の関連諸施策等の動向も勘案しつつ、今後ともその在り方について検討していく必要がある。（平成14年雇用保険部会報告書）

育児休業給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 初回受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
12年度	85,144	219	84,925	37,228,842	72,429	37,156,413
13年度	92,796	279	92,517	59,863,523	140,379	59,723,144
14年度	98,462	298	98,164	70,794,835	166,205	70,628,629
15年度	103,478	459	103,019	76,329,646	200,903	76,128,743
16年度	111,928	512	111,416	82,777,120	234,251	82,542,870
平成17年 2月	8,978	31	8,947	6,530,385	16,238	6,514,147
3月	10,351	47	10,304	7,822,129	21,188	7,800,942
4月	8,697	38	8,659	7,304,347	20,326	7,284,021
5月	9,211	47	9,164	7,564,538	20,429	7,544,108
6月	9,840	59	9,781	6,938,445	22,662	6,915,784
7月	8,975	54	8,921	6,632,468	20,279	6,612,189
8月	9,781	50	9,731	7,157,620	21,833	7,135,787
9月	9,340	57	9,283	6,996,795	20,616	6,976,179
10月	10,038	52	9,986	8,471,050	23,941	8,447,109
11月	9,982	69	9,913	7,834,320	21,656	7,812,664
12月	10,370	70	10,300	7,544,162	23,687	7,520,475
平成18年 1月	10,386	64	10,322	7,433,430	22,697	7,410,733
2月	10,506	71	10,435	7,384,658	25,148	7,359,511

(注) 1. 初回受給者数は、基本給付金に係る最初の支給を受けた者の数である。

2. 支給金額は、基本給付金と職場復帰給付金の合計額であり、業務統計による暫定値である。

9 介護休業給付

介護休業給付の概要

1 趣旨

労働者が介護休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために介護休業給付を支給。

2 具体的内容

(1) 支給対象事由

労働者が対象家族の介護を行うための休業を行う場合に支給する。

イ 対象家族

- ① 配偶者（事実上婚姻関係にある者も含む。）、父母、子、配偶者の父母
- ② ①に準ずる者（労働者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫）

ロ 対象となる休業

対象家族1人につき要介護状態ごとに1回、通算93日を限度とする。

(2) 支給要件

雇用保険の被保険者が、介護休業をした場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12ヶ月以上あること。

※ ただし、期間雇用者については、労働契約の期間、期間の定めのある労働契約の更新の見込み、被保険者がその事業主に引き続き雇用された期間等からみて、休業終了後の雇用の継続が予定されていると認められる場合に給付の対象となる。

(3) 給付額

休業開始前賃金の40％に相当する額